

平成 24 年 5 月 29 日

兵庫県議会
議長 加 茂 忍 様

議会運営委員会
委員長 山 本 敏 信

議会改革等調査検討委員会調査報告書

平成 23 年 6 月 28 日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項」及び「議会基本条例に関する事項」について、調査・検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

1 はじめに

本県議会においては、閉会中の常任委員会の開催や管内調査の充実、本会議での予算審議のテレビ中継など全国に先駆けて議会の活性化に取り組んできたところである。また、これまでから任期ごとの議員定数等の見直しや新行革プランにあわせた議員報酬の削減、政務調査費の透明性の向上など社会情勢に対応した改革に取り組んできたところである。

一方、地方分権が進み、二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき責務や役割が大きくなる中、監視機能や政策提言能力の一層の強化が期待されるとともに、議会のあり方や議員の責務等について、その理念や内容を明らかにし、その活動の一層の活性化とより県民に開かれた議会運営を進めることが求められている。

こうした中、当委員会では、諮問を受けた「議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項」及び「議会基本条例に関する事項」について、委員会内に議会改革等調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を設置し、県民意見の募集を行うとともに、議会自らが改革に取り組む強い意志を持って、会派を超えた協議・検討を重ねてきた。

この間、調査検討委員会における検討事項も多岐にわたっていることから、論点の協議を一通り終えた段階で中間報告をとりまとめ、平成 24 年 1 月 17 日に議長に提出した。さらに、議会基本条例についても、平成 24 年 2 月定例会の上程に当たり、提案説明を行ったところである。

こうした経緯を踏まえつつ、議長から諮問を受けた事項について一定の合意が得られたことから、このたび、その結果をとりまとめたので報告するものである。

なお、検討の過程において、改革の具体的方策について各委員等から多岐にわたり多くの意見が出されたが、すべてをここに列挙することはできないため、合意が得られなかった事項については主な意見を集約し、とりまとめた。

2 検討事項

(1) 平成 23 年 7 月 15 日の調査検討委員会において、次のとおり調査検討事項を決定した。

調査検討事項

議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項

- (1) 本会議における質疑・質問のあり方
 - * 分割質問・分割答弁方式又は一問一答方式の選択的導入
 - * 知事等の反問権の取り扱い
- (2) 常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実
 - * 委員間の討議の活発化
 - * 委員会の審査予備日の活用
- (3) 常任委員会の管内調査における県民との意見交換の実施
- (4) 委員会傍聴の原則公開
- (5) 議案に対する会派態度の公表 等

議会基本条例に関する事項

議会運営委員会の所管以外の検討事項

- (1) 議員報酬等
- (2) 各会派政務調査会長会の公開
- (3) 議会広報のあり方
- (4) 議員定数等（次期改選までの適切な時期に検討を実施）
- (5) 議員任期と選挙期日のあり方

なお、調査検討事項のうち、の議員報酬、議員定数をはじめとする「議会運営委員会の所管以外の検討事項」については、各事項の所管の協議機関で、適宜、具体的な検討を進めることとした。

また、「(2) 常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実」については、「委員間の討議の活発化」、「委員会の審査予備日の活用」以外に、「請願紹介議員への質問、請願者の発言機会の付与」、「自主的な活動」、「インターネット中継」についても検討した。

- (2) さらに、上記検討事項の他に、関連又は追加項目として、各会派及び無所属議員から提案のあった意見について協議を行った結果、次の項目を加え、具体的な検討を進めることとした。

予算特別委員会の常設化

決算特別委員会の審議の充実

- ・一定金額以上の事業については決算書に事業別決算を記載
- ・施策効果の測定・事業評価の取り組み

非交渉会派への予算及び決算特別委員会の総括審査における質問機会の付与

予算及び決算以外の特別委員会における非交渉会派議員の委員としての参画及び十分な審議時間の確保

3 検討状況

- (1) 調査検討委員会を 19 回開催し、資料 1 のとおり調査、協議・検討を行った。
- (2) また、調査検討委員会における協議・検討の参考として、次のとおり県民意見の募集を行ったほか、県議会の政調懇話会を開催し、意見交換を行った。

議会改革に関する県民意見募集について

ア 意見募集期間：平成 23 年 7 月 22 日から 8 月 24 日まで

イ 提出件数：49 件（20 人）

ウ 意見募集内容

- ・県議会の役割を果たすためどのような取り組みが必要だと思うか。
- ・県議会への関心を深めていただくにはどのような取り組みが有効だと思うか。
- ・県民の代表としての県議会議員のどのような点に注目しているか。

エ 提出された意見：資料 2 のとおり

兵庫県議会基本条例（仮称）要綱に対する県民意見募集について

ア 意見募集期間：平成 24 年 2 月 11 日から 2 月 24 日まで

イ 提出件数：31 件（9 人）

ウ 提出された意見の概要とこれに対する県議会の考え方

資料 3 のとおり

政調懇話会の開催について

ア 開催日：9 月 15 日

イ テーマ：議会改革の現状と課題について

ウ 講師：立教大学経営学部教授 川村仁弘

エ 出席議員数：71 人

4 検討結果

(1) 議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項

本会議における質疑・質問のあり方

ア 分割質問・分割答弁方式又は一問一答方式の選択的導入

傍聴者等に議論をよりわかりやすくするとともに、質問者と答弁者が互いに緊張感を持ちつつ質疑・質問を行うことで、本会議審議の充実を図るため、分割質問・分割答弁方式又は一問一答方式の選択的導入を行うこととする。

なお、検討の過程で、当面は一般質問のみに導入すべきとの意見も出たが、協議の結果、代表質問、一般質問ともに導入を行うこととなった。

(ア) 導入内容： 本会議の質疑・質問は、現行の一括方式に加え、分割方式、一問一答方式のうちから選択できることとする。

なお、導入後の実施状況を見据えた上で、必要に応じて運用の見直しを検討する。

(イ) 導入時期： 平成 24 年 6 月定例会

(ウ) 具体的運用方法：

a 質問者用の演壇は、既存の演壇に正対するよう新設する。

当該演壇の設置に当たっては、議員席の中央最前列を撤去し、場所を確保する。

なお、質問者用の演壇はかさ上げせず、既存の演壇も床面も現行どおりとする。

b 質問者は、まず既存の演壇に登壇し、第 1 問の質問を行う。第 2 問（第 1 問の再質問を含む。）以降は、質問者用の演壇を使用して対面で質疑を行う。（なお、一括方式を選択した質問者は、現行どおり）

c 質問者用の演壇の脇に待機席を設け、質問者は答弁中、待機席に着席する。

d 答弁場所は現行どおり既存の演壇で行う（ただし、知事及び副知事の再答弁を除く。）

e 質問・答弁時間は現行どおり（代表質問 60 分（質問 40 分、答弁 20 分）一般質問 45 分（質問 30 分、答弁 15 分））

なお、質問者用の演壇にも残時間表示器を設置し、既存の演壇の当該表示器と併せて常時使用する。

f 当面は、上記により実施し、その運用状況を見据え、必要に応じて、別途運用方法の検討を行うこととする。

イ 知事等の反問権の取り扱い

本会議の質疑・質問が、現行の一括方式に加え、分割方式、一問一答方式のうちから選択できることになれば、再質問が増えると考えられることから、的確な答弁を求めるためにも、質疑・質問の趣旨を確認するための発言を知事等に認めることとする。

なお、知事等の逆質問を認めるものではないことから、呼称は「反問」ではなく「趣旨確認の発言」とする。

(ア) 導入内容： 本会議における質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための発言を知事等に認めることとする。

(イ) 導入時期： 平成 24 年 6 月定例会

常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実

委員会運営については、審査・調査の一層の充実・活性化と県民に開かれた会議運営に資するため、委員会及び委員の主体的な取り組みを基本として、今後、以下のとおり取り組むこととする。

ア 導入内容：

(ア) 委員会審査・調査に当たっては、会派・議員の主張や考え方、他会派・議員との意見の相違点等について、県民にわかりやすく伝わるよう、その主旨を明確に論述し、相互に疑義を質すなど、委員各自が積極的に委員間の討議に努めることとする。

(イ) このため、委員は、委員会の許可を得て、説明用パネルや資料を用いて発言することができるものとする。ただし、言論の府として、節度ある範囲での使用に努めなければならない。

(ウ) 委員会の自主的な活動として、特定テーマに関する調査研究等に積極的に取り組むこととする。なお、その場合、外部講師等専門的知見の活用を検討する。

また、午後や会期中の審査予備日等を活用した開催に意を用いるものとする。

(イ) 委員会開催日（あらかじめ 2 か月前の委員会で決定）については、案件の重要性等を勘案し、県民や議員の傍聴に特別の配慮を要する場合には、日時を分けて開催するなど状況に応じて柔軟に対応するものとする。

なお、当該日程協議等に当たっては、適宜、正副常任委員長会議を開催して調整を図るものとする。

イ 導入時期：

上記(ア)： 審議に臨む姿勢や心構えを注意喚起するものであり、平成 23 年 12 月定例会から実施する。

上記(イ)： 委員間討議に資するため、平成 23 年 12 月定例会から実施する。ただし、実施状況を踏まえ、適宜、申し合わせ等の必要性について検討する。

上記(ウ)： 原則として、平成 24 年 6 月定例会での委員改選後の委員会から実施する。

上記(イ)： 基本的には日程調整のみで実施可能であることから、平成 23 年 12 月定例会から実施する。

常任委員会の管内調査における県民との意見交換の実施

- ア 導入内容： 常任委員会活動に対する県民の理解を深めるとともに、管内調査を一層充実させるため、管内調査において、団体等との意見交換を実施することとする。
- イ 導入時期： 今後、実施に当たっての申し合わせや要領の作成等、所要の整備を行い、平成 24 年 6 月定例会での委員改選後の委員会から実施する。
- ウ 具体的運用方法：
- (ア) 対象団体については、県政の推進や委員会活動の活性化に資することを旨として、委員会が主体的に選定を行う。
 - (イ) なお、実施に当たっては、事前に報道機関へ周知する等、県民に対し積極的に委員会活動を P R する。

委員会傍聴の原則公開

県民に開かれた議会を推進するため、委員会の原則公開を実施する。

- ア 導入内容： 現行の許可制を改め、公開を原則とした傍聴制度とする。
- イ 導入時期： 平成 23 年 12 月 2 日の本会議で委員会条例の改正を行い、同年 12 月定例会会期中の委員会から実施する。
- ウ 具体的運用方法：
- (ア) 自由傍聴の実施
 - ・受付時間の制限を廃止し、本会議と同様に、傍聴者が自由に入室、傍聴できるようにする。
 - ・委員会への入室は先着順による。
 - ・みだりな入退室の繰り返し等により、審議の妨げにならないよう、案内板等を設置して節度ある傍聴を呼びかける。
 - (イ) 傍聴の受付
 - ・委員会開始 30 分前から委員会終了まで受付を行う。
 - ・傍聴希望者は、受付にて住所、氏名を記入の上、傍聴証の交付を受け、傍聴中は常にこれを着用する。()
 - (ウ) 傍聴の定員
 - ・定員は 10 名とし、特に必要がある場合には、委員会の判断により別に定員を決めることができる。()
 - ・先着順で 10 名に達した後は、新たな傍聴者は入室できないが、中途の退室者があった場合には、定員に達するまで傍聴を認める。
 - (エ) 理事会、小委員会の取り扱い
 - ・主に議事調整や委員会の下審査を行う理事会、小委員会については、原則として非公開とする。ただし、委員会の判断により報道機関に公開することができる。()
- 備考：()は現行と同じ運用

議案に対する会派態度の公表

県民に対して議会での審議状況をわかりやすく伝える一つ的手段として、県議会ホームページにおいて、議案に対する会派態度の公表を行うこととする。

なお、検討の過程で、

- ・議案に対する態度は、会派だけでなく議員個人の態度についても公表すべきである。
- ・議員個人の態度公表については、技術的な課題や会派と異なる態度が公表されることになるので、慎重に取り扱う必要がある。
- ・会派態度のみを公表する場合、無所属議員の態度については、会派に所属する議員との公平性を確保する観点から、公表の方法について工夫が必要である。
- ・態度理由の付記については、県議会ホームページ上での掲載は困難であり、各会派や議員個人のホームページにおいて必要に応じて掲載すればよい。
- ・態度理由は各会派や議員個人のホームページに掲載することとし、県議会ホームページからリンクできるようにする。
- ・各会派や議員個人のホームページへのリンクは、その内容を県議会が公式に認めたとの誤解を招く恐れがあることから、態度理由は県議会ホームページに掲載すべきである。

という意見が出され、協議の結果、以下のとおり会派間で意見が一致した「会派態度の公表」のみを行うこととなった。

ア 導入内容： 県議会ホームページにおいて、議案（請願、意見書・決議を含む）に対する会派態度の公表を実施する。（具体的な掲載イメージは資料4のとおり）

イ 導入時期： 県議会ホームページの掲載画面レイアウトの作成等、所要の整備を行い、平成24年6月定例会から実施する。

ウ 具体的運用方法：

(ア) 会派及び無所属議員の賛否態度を公表する。

なお、無所属議員については、賛否各々の人数を記載する。

(イ) 態度理由の付記については、必要に応じて各会派や議員個人のホームページに掲載することとし、当該ホームページへのリンクの貼り付けやアドレスの記載も含め、県議会ホームページでは行わない。

ただし、賛否態度の公表の実施状況を見て、必要に応じて、別途検討することとする。

今後の検討課題とされた事項

以下の意見・提案については、引き続き検討を行うこととなった。

ア 常任委員会のインターネット中継

より開かれた議会を推進するため、幅広く県民が常任委員会を視聴できるよう、経費面を勘案しつつ、インターネット中継を実施すべきである。

イ 委員会の危機管理体制の確立

突発事案が発生した際に、常任委員会等で迅速かつ的確に対応できるよう、

委員会の危機管理体制を構築すべきである。

ウ 本会議場へのモニター設置

対面式演壇の導入に伴い、質問者が傍聴者に背を向けることになることから、経費面を勘案しつつ、議場へモニターを設置すべきである。

合意が得られなかった事項

以下の意見・提案については、合意が得られなかった。

ア 本会議の質疑・質問

・本会議における質疑・質問について、非交渉会派にも代表質問の機会を付与すべきである。

イ 委員会の審査・調査

・高額な補正予算案件を含めた県政上の重要な議案を迅速かつ集中的に審議が行えるよう、予算特別委員会を常設化すべきである。

・一定金額以上の事業については決算書に事業別の決算額を記載するほか、補正の実績を踏まえた予算額に対する執行率の審査を行うなど施策効果の測定や事業評価に取り組み、決算特別委員会の審議を充実すべきである。

・予算特別委員会及び決算特別委員会の総括審査において、非交渉会派、無所属議員にも質問の機会を付与すべきである。

・予算特別委員会及び決算特別委員会以外の特別委員会において、非交渉会派の議員にも、委員外議員としてではなく正規の委員として十分な発言の機会を認めるべきである。

・開かれた県議会の実現と議会活性化に資するため、委員会の場で、請願者に趣旨説明の機会を付与すべきである。

ウ その他

・すべての会派に、議会運営委員会、各会派代表者会議、政務調査会長会の正規メンバーとして参加を認めるべきである。

(2) 議会基本条例に関する事項

今後とも一層県議会が県民の負託に的確にこたえ県勢発展に寄与するため、議会のあり方や議員の責務と役割など県議会に関する基本的事項を定めるとともに、議会改革の理念や内容を明確にする「議会基本条例」の制定について検討を行い、条例案を平成24年2月定例会に提案し、平成24年3月22日に全会一致で可決され、翌23日に公布、施行された。

(条例全文は資料5のとおり)

(構成)

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会の役割、運営等(第3条 - 第8条)

第3章 議員の責務、役割等(第9条 - 第15条)

- 第4章 県民と議会との関係（第16条 - 第18条）
 - 第5章 知事等と議会との関係（第19条 - 第22条）
 - 第6章 他の地方公共団体の議会との関係（第23条）
 - 第7章 議会改革の推進（第24条）
 - 第8章 議会事務局等（第25条・第26条）
 - 第9章 雑則（第27条・第28条）
- 附則

検討経過

- ア 議会基本条例に係る先進事例の説明聴取
- イ 議会基本条例制定の必要性和今後の検討の進め方の協議
平成24年2月定例会への条例案上程を目指し、検討を進めることで合意した。
- ウ 議会基本条例に係る基本的な考え方の協議
条例の要綱案の作成の参考とするため、次に掲げる論点について、各会派から意見を聴取した。
 - ・議会の課題認識
 - ・議会の基本理念
 - ・議会のあり方（役割、運営原則）
 - ・議長の役割等
 - ・議員のあり方（役割・活動原則、具体的活動、会派）
 - ・県民と議会とのあり方
 - ・執行機関と議会とのあり方
 - ・議会改革（機能強化）の取組方針
 - ・議会事務局のあり方
- エ 議会基本条例案の協議
条例に係る上記の基本的な考え方の協議を踏まえ、条例のもととなる要綱の正副委員長試案を作成し、協議・検討を重ね、要綱をとりまとめた。この要綱に基づき、条例の正副委員長試案を作成し、さらに協議・検討を重ね、条例案を作成した。

今後の検討課題とされた事項

以下の意見・提案については、当面の条例化は見送られたものの、引き続き検討を行うこととなった。特に、「イ 定例会の回数・会期」については、地方自治法改正の動きがあることから、その動向を注視しながら検討することとした。

ア 議会の監視機能のあり方

現在議決対象となっていない事項について、一定金額以上の案件や長期間にわたるプロジェクトなどという基準を設けて議決対象とするなど、議会の監視機能のあり方を検討すべきである。

イ 定例会の回数・会期

必要に応じて時宜を失うことなく積極的に会議を開催していく姿勢を示すためにも、定例会の回数・会期について条例に規定すべきである。また、県政課題に機動的に対応するため、年間を通じた議会運営に努める旨を条例に規定すべきである。

ウ 専門職員の採用

議会機能の強化には事務局機能の強化が不可欠であることから、議会として専門職員を採用する旨を条例に規定すべきである。

エ 大学との連携、アドバイザー制度の導入

議会の政策立案能力の向上を図るため、調査や政策立案等に当たり、議会と大学が連携できる仕組みや学識者等のアドバイザー制度について条例に規定すべきである。

合意が得られなかった事項

以下の意見・提案については、合意が得られず、条例化は見送られた。

ア 議長選出過程の明確化

議長は議会を代表する立場にあり、その権威を高め、その選出過程を県民に明らかにする等の意味からも、議長の選出過程やルールについて条例に規定すべきである。

イ 議員連盟の位置づけ

議員連盟は、重要な政策の実現や海外との友好交流を図る活動目的を有し、会派間の垣根を越えて一定の成果を上げてきた実績があることから、議員連盟を超党派の議員による組織体と位置づけ、条例に規定すべきである。

ウ 議会予算への配慮

法律上、予算調製権は知事が有しているが、議会がその権能を十分に発揮していくために、議会活動に関する予算調製に当たり知事が配慮を行う旨を、条例に規定すべきである。

エ 一人会派・少数会派の取り扱い

一人会派の承認、少数会派の発言権の保障について、条例に規定すべきである。

(3) 議会運営委員会の所管以外の検討事項

各会派政務調査会長会の公開

各会派政務調査会長会で協議の結果、平成 23 年 10 月 4 日の会議から、まずは常任委員会と同様に傍聴を許可制とした。さらに、平成 23 年 12 月 2 日に委員会条例が改正され、委員会が原則公開とされたことから、各会派政務調査会長会で改めて協議の結果、平成 23 年 12 月 13 日の会議から傍聴を許可制から原則公開に見直すこととした。

議会広報のあり方

平成 23 年 6 月 15 日、10 月 14 日、11 月 16 日及び 12 月 12 日の広報委員会におい

て協議の結果、資料6「議会広報のあり方について」のとおり合意が得られた。このうち、議長による記者会見の実施については、調査検討委員会での検討事項とされ、協議の結果、議長の定例記者会見の実施が決定された。

議員定数等

次期改選までの適切な時期に検討することとした。

議員任期と選挙期日のあり方

次期改選までの適切な時期に検討することとした。

議員報酬等

各会派代表者会議で検討することとした。

政務調査費

収支報告書にすべての領収書等証拠書類の添付を義務づけることなどを内容とする「兵庫県政務調査費の交付に関する条例」の改正がなされ、平成23年6月11日から施行されていることから、少なくとも1年間の運用状況を踏まえ、必要があれば、各会派代表者会議で検討することとした。

5 おわりに

調査検討委員会では、県議会が直面する課題である議会機能の充実・強化及び議会活性化等について、19回にわたり活発に協議・検討を重ねてきた。その結果、先に記載したとおり、本会議における一問一答方式の選択的導入や委員会の原則公開など会派間での合意がなされ、一部については既に実施しているところである。

また、本県議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び運営原則、議員の責務及び役割等、議会に関する基本的事項を定めた兵庫県議会基本条例についても、本年3月に全会一致で可決・成立し、施行されたところである。

二元代表制の一翼を担う県議会としては、県民の負託にこたえ、県民に信頼される議会を構築するため、今後も絶えず県民の声に耳を傾け、県議会を県政の様々な課題に対して活発な議論を交わす場にしなければならない。

そのためにも、議会機能を充実・強化するとともに、不断の決意で議会改革をさらに推し進めていくことが必要であり、議会はもとより議員一人ひとりが、当報告書に盛り込まれた内容を着実に実践するとともに、兵庫県議会基本条例に基づく各般の取り組みを展開していくことを強く望むものである。

議会改革等調査検討委員会 名簿

委員長	山本 敏信 (議会運営委員会委員長、自民党)
副委員長	藤井 訓博 (同副委員長、民主党・県民連合)
委員	石堂 則本 (自民党)
委員	野間 洋志 (自民党)
委員	藤田 孝夫 (自民党)
委員	永富 正彦 (民主党・県民連合)
委員	小池 ひろのり (民主党・県民連合)
委員	松田 一成 (公明党・県民会議)
委員	岸本 かずなお (公明党・県民会議)
委員外議員	ねりき 恵子 (共産党)

調査、協議・検討の経過

- 平成 23 年 6 月 28 日 第 1 回委員会
- ・運営要領の協議
 - ・検討項目及び検討スケジュールについて
 - ・議会改革の検討に係る県民意見募集について
- 平成 23 年 7 月 15 日 第 2 回委員会
- ・検討項目及び検討スケジュールについて
 - ・議会改革の検討に係る県民意見募集について
- 平成 23 年 8 月 8 日 第 3 回委員会
- ・議会改革及び議会基本条例に係る先進事例等について
- 平成 23 年 8 月 22 日 第 4 回委員会
- ・議会基本条例に係る先進事例について
- 平成 23 年 9 月 16 日 第 5 回委員会
- ・本会議における質疑・質問のあり方について
 - ・委員会傍聴の原則公開について
 - ・議会基本条例の検討の進め方について
 - ・各会派政務調査会長会の公開について
 - ・議会改革に関する県民意見募集の実施結果について
- 平成 23 年 9 月 28 日 第 6 回委員会
- ・本会議における質疑・質問のあり方について
 - ・委員会傍聴の原則公開について
- 平成 23 年 10 月 6 日 第 7 回委員会
- ・本会議における質疑・質問のあり方について
 - ・議会基本条例の必要性について
- 平成 23 年 11 月 2 日 第 8 回委員会
- ・常任委員会の審査・調査の充実について
 - ・管内調査における県民との意見交換の実施について
 - ・議案に対する会派態度の公表について
 - ・議会基本条例について
- 平成 23 年 11 月 16 日 第 9 回委員会
- ・常任委員会の審査・調査の充実について
 - ・管内調査における県民との意見交換の実施について
 - ・議案に対する会派態度の公表について
- 平成 23 年 11 月 25 日 第 10 回委員会
- ・常任委員会の審査・調査の充実について
 - ・管内調査における県民との意見交換の実施について
 - ・議案に対する会派態度の公表について
 - ・議会基本条例について

平成 23 年 12 月 7 日 第 11 回委員会

- ・議案に対する会派態度の公表について
- ・議会改革に係る関連・追加項目について
- ・議会基本条例について

平成 23 年 12 月 16 日 第 12 回委員会

- ・中間報告案について
- ・議案に対する会派態度の公表について
- ・追加項目について
- ・議会基本条例について

平成 24 年 1 月 13 日 第 13 回委員会

- ・議案に対する会派態度の公表について
- ・追加項目について
- ・議会基本条例について

平成 24 年 1 月 27 日 第 14 回委員会

- ・議会基本条例について

平成 24 年 2 月 10 日 第 15 回委員会

- ・議会基本条例について
- ・議案に対する会派態度の公表について
- ・委員会の審査・調査について
- ・請願紹介議員及び請願者の発言の取り扱いについて
- ・一問一答方式の運用方法について

平成 24 年 2 月 17 日 第 16 回委員会

- ・一問一答方式の運用方法について
- ・議会基本条例について

平成 24 年 2 月 28 日 第 17 回委員会

- ・一問一答方式の運用方法について
- ・議会基本条例について

平成 24 年 3 月 6 日 第 18 回委員会

- ・議会基本条例について

平成 24 年 4 月 16 日 第 19 回委員会

- ・検討結果の整理について

議会改革に関する意見募集の実施結果について

議会の役割の充実・強化や、議会の活性化に向け、本年6月に設置した「議会改革等調査検討委員会」における議論の参考とするため、「県議会だより」や県議会ホームページ等を通じて広く県民に意見を募集したところ、下記のとおり、20名の方から意見の提出があった。

記

1 意見募集期間：平成23年7月22日(金)から8月24日(水)まで

2 提出件数：49件(20人)

性別(男性13、女性6、不明1)

年齢(30代1、40代2、50代5、60代6、70代2、80代2、不明2)

3 意見募集内容：

県議会の役割を果たすためどのような取り組みが必要だと思うか。

県議会への関心を深めていただくにはどのような取り組みが有効だと思うか。

県民の代表としての県議会議員のどのような点に注目しているか。

4 提出された意見：

項目等	意見等の概要
議会の役割を果たすための取り組み	
議会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> これまでは議会内の特定の人だけで運用されて、議会の役割を果たしているとはいえず、このままでは「県議会不要論」が出て来る。 市民生活と直接関連する市会と密着した行政が必要である。自然災害の防止等、時には国政と意見が違って県独自でも取り組むべきである。 議会が積極的に条例・議案を作成すべきである。 議会として他府県議会と交流を深め、関西の強化に寄与してほしい。
議会基本条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> 県議会のあるべき姿を描き、開かれた県議会とする為、議会基本条例を速やかに制定すべきである。 議会基本条例は他府県を参考に早急に作成すべきである。 議会改革を実効あるものとするため議会基本条例の制定は不可欠である。 議会が十分な役割を果たし、県民と議会の緊張関係を生じさせるため、「議会基本条例」の制定が不可欠であり、有効である。 議会基本条例には「一問一答方式の導入、議員間自由討論の導入、少数会派の質疑保障、議会公聴会の開催、直接請求の導入、県民への議会報告会の開催、各議員の賛否表明の明示、県民への議会アンケートの実施、委員会機能の活性化、請願・陳情への対応是正、議会広報の充実等」を盛り込むべきである。 調査検討委員会を情報公開し、県民が参加できるシステムとしたうえで、早急に議会基本条例を制定すべきである。

<p>議会改革各論</p>	<p>【会期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長の専決処分を減らすため、「通年議会」を目指すべきである。 <p>【質疑・討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議場の質問・答弁を対面で実施すべきである。 ・ 年に何回か全員が無所属になり、本音で活発な論議を戦わせてはどうか。 ・ 議員同士が責任をもって自由に議論できる議会となるべきである。 ・ 一問一答方式の導入には、知事の反問権付与は必須である。 <p>【会議の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は、早急に傍聴自由、会議全面公開とすべきである。 <p>【県民の意見表明機会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生の声、請願者の意見陳述が確保されるべきである。 ・ 議会説明会の開催、請願者の意見陳述、県民アンケート等、住民意見を反映させる仕組みが不可欠である。 ・ 請願者からの趣旨説明、意見陳述の機会を設けるようにしてほしい。 ・ 議会報告会、県民の意見を聴く会を定期開催すべきである。 ・ 県民が議員に直接意見できる機会を設けてほしい。県民と県議会議員が生で言葉をキャッチボールすれば、県議会のイメージアップにつながる。 ・ 請願・陳情提出者の口頭陳述権を確保すべきである。 <p>【議案賛否公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員の議案に対する賛否を公表すべきである。 <p>【報酬・定数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の報酬、定数は見直すべきである。 ・ 多額の県債残高解消に向け、議員を 10～15 名減少させるとともに、報酬を 30%削減すべきである。 ・ 議会に係る費用を削減すべきである。(議員報酬 30%減、費用弁償は実費、政務調査費の削減、海外視察の目的明確化等) ・ 議員報酬が妥当かどうか県議会自身が検討を始めるべきである。 <p>【議会事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局は行政から独立すべきである。 <p>【改革検討の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革調査検討委員会を県民に対して情報公開すべきである。 ・ 議会改革調査検討委員会の県民への情報公開(インターネット中継等)をしてほしい。 ・ 検討委員会の中間報告を県内各地で実施するほか、県民意見を聴取する仕組みとしてほしい。 ・ 県議会が調査検討委員会を設置した問題意識を県民に知らせるとともに、討議内容を公開すべきである。 ・ 無所属議員も含めた「改革特別委員会」を設置すべきであり、このままでは「改革」ではなく単なる部分的な「手直し」に終わってしまう。
<p>議会への関心を深めるための取り組み</p>	
<p>議会の広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会だよりに議員の出欠状況など議員の具体的活動を分かりやすく掲載すべきである。 ・ ホームページや広報誌で、どんな議案があるか、議案の争点は何かをコンパクトに見やすく県民に提供すべきである。 ・ 誰が(どの会派が)何に賛成、反対か分かるよう広報し、質問が後の施策にどう反映されたかもフォローしてほしい。 ・ 政調費の報告書を県議会のホームページ等で公開すべきである。 ・ ログマークのようなものを作り、県議会をアピールをすべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に議員の活動内容(人となり)を個別に紹介する欄を増やして欲しい。 ・ 「県議会だより」は毎月発行の「ひょうご県民だより」の中に入れて毎月の活動報告として内容を充実すべきである。 ・ PR 誌の意味をなしていない「はい、県議会です。」冊子の廃止、視聴率の低い「県議会レポート」は中止すべきである。 ・ 公約を果たすために議員がどのように努力しているか、全ての議員の行為を県民に平等に知らせてほしい。
県議会議員に対する注目点	
議員のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議の質疑が「儀式」であってはならず、議員にはチェック機能を充実させて名誉職ではなく専門職としての活動を期待したい。 ・ 議員は支援者の代表ではなく納税者の代表として県政のチェックをする使命感をもって仕事をしなければならない。 ・ 各議員はホームページを開設し、実績を掲載するとともに県民の意見を収集するべきである。 ・ 議員は助けることは未経験で助けられて育った人が殆どであろう。頼り甲斐を増幅し、県民の自立促進のため、高齢者の経験を基に減災の安全ポイントを確保されたい。 ・ 県会議員は地域の代表としての資質が明確であるべきである。 ・ 仕事もせず月給泥棒としか思えない人がいる。五分の思いやりをもちなさい。 ・ 悪い噂よりも良い議員の話が伝わってくるよう期待している。

兵庫県議会基本条例（仮称）要綱に対する県民からの意見等の概要と
これに対する県議会の考え方

意見募集期間：平成 24 年 2 月 11 日～2 月 24 日

意見等の提出件数：31 件（9 人）

項目等	意見等の概要	県議会の考え方
議会の役割、運営等		
議会の運営原則	会議の回数は必要最小限でよい。	現在、国において地方議会の会期のあり方について検討が行われており、それらの動向を見極めた上で改めて検討することになっています。頂いたご意見は今後の改革の参考とします。
定数及び選挙区	議員定数を削減すべきである。(2件)	議員の定数は県民の意思を県政に反映する機能を十分発揮できるように定める旨、条例案に規定しました。【第8条】 なお、定数については、県議会議員選挙の度に見直しを行ってきています。頂いたご意見は今後の改革の参考とします。
	議員定数は、「人口動向に密着した議席配分とし、常に人口比に見合うよう不断の注意を払うよう努める」旨を追記してほしい。	
議員の責務、役割等		
議員の能力向上等	県民の豊かな暮らし実現のため、県民の代表として見識と誇りを持って日々研さんし、政策能力を発揮してほしい。	県民の代表としての責務を明確にするとともに、不断の自己研さんに努める旨、条例案に規定しました。【第11条】
	議員は、研修会、視察等に参加した際には、目的や内容を必ずレポートにし、自分の意見を明確にして提出すべきである。	議員が公務により研修等に参加した際には、その内容について報告書を作成しています。能力向上のため、積極的に研修及び研究に取り組む旨、条例案に規定しました。【第11条】
政治倫理	議員は時間を厳守してほしい。時間の無駄が多い。	議員は県民の代表として、ふさわしい品位を保持するよう努めなければならない旨、条例案に規定しており、時間の厳守もここに含まれます。【第12条】
議員報酬	議員報酬、諸手当を見直すべきである。	議員報酬は、議員の責務及び役割に見合うものとなるよう定める旨、条例案に規定しました。頂いたご意見は今後の改革の参考とします。【第13条】

項目等	意見等の概要	県議会の考え方
議員報酬	議員の報酬の変更に当たっては、広く県民の意見聴取を行い、県民の意思を尊重し、反映したものでなければならない旨、追記すべきである。	議員報酬額の見直しの際は、これまでから有識者や県民等で構成される審議会の意見を聴いて決定しています。頂いたご意見は今後の改革の参考とします。
会派	会派で議論している問題について広く県民に知らせるとともに、県民の意見を聞く機会を設けるべきである。	会派は県政の課題等に関する情報収集を行うとともに、積極的な広報に努めるものとする旨、条例案に規定しました。 【第 14 条 3、第 17 条 2】
	会派に所属しない議員と会派に所属する議員との間で不利益があってはならない旨を規定すべきである。	会派の規定は、会派の責務を明らかにするために置いたものであり、会派に所属していない議員よりも有利に扱おうとするものではありません。
政務調査費	第三者機関を設置し、政務調査費の使用内容をチェックすべきである。	政務調査費は目的に沿って適正に使用し、その用途も明らかにしなければならない旨、条例案に規定しました。【第 15 条】 また「兵庫県政務調査費の交付に関する条例」において、使用状況の報告、公開が義務付けられています。頂いたご意見は今後の改革の参考とします。
県民と議会との関係		
県民参加の推進	「請願及び陳情等が提出された時は、誠実に処理する」の「誠実に処理」の前に「同等かつ」を追記願いたい。	請願は憲法第 16 条に基づく法律上保障された権利として行われる一方、陳情は事実上の行為であり、請願と陳情とで審査手続き上の取り扱いに一定の違いがでることはやむをえないと考えます。その違いを踏まえた上で、「誠実に処理する」旨、条例案に規定しました。【第 16 条(2)】
	「請願及び陳情等が提出されたときは、誠実に処理する」とされているが、具体性と実効性があいまいである。	現状においても請願及び陳情の取り扱いについては、会議規則に基づき、その内容を十分に審査するとともに、請願を採択した場合は関係機関に善処を求めするなど誠実に処理しています。

項目等	意見等の概要	県議会の考え方
県民参加の推進	「請願及び陳情を」の後に「主権者たる県民からの政策提言と位置付け」という文言を追記してほしい。	ご提案の趣旨を踏まえ、「これらを県民からの政策提案としてとらえ」を追記しました。 【第 16 条(2)】
広報の充実	議会コンサートのような企画を今後も多く実施してほしい。	今後も引き続き、多様な広報媒体の活用により広報の充実に努める旨、条例案に規定しました。【第 17 条】
会議等の公開等	議会の活動状況(議案や請願への態度)を議会事務局が客観的に提供すべきである。	議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるとともに、議案等に対する会派賛否を公表する旨、条例案に規定しました。 【第 18 条】
	努力規定ではなく「会議等の公開の実効性を確保する」「議会の保有する情報の提供を行う」と断言するものに改めてほしい。	条例化に当たっては、「努めるものとする」と、議会に一定の行為を義務付ける表現としました。 【第 18 条 2、3】
	議案等に対する賛否の公表は、会派等ではなく「議員」に改めるべきである。(2件)	本県議会の運営は「会派」を単位としているため、会派等(無所属議員含む)の賛否を公表することにしました。
	本会議、委員会への出席率を常時公表すべきである。	頂いたご意見は今後の改革の参考とします。
知事等と議会との関係		
知事との関係の基本原則	「二元代表制」について明記している点は良いが、二元代表制とは何なのかを条例に記載すべきである。	条例案の前文において、二元代表性について説明する文章を追記しました。【前文】
他の地方公共団体との関係		
他の地方公共団体の議会との関係	大阪府、大阪市の行政のよいところは学んでほしい。	他府県とは議長会等の場を通じて交流を深め、相互に連携を図る旨、条例案に規定しました。 【第 23 条】
議会改革の推進		
議会改革推進	改悪にならないような改革をしてほしい。	今後とも、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応し、定期的な検証を行った上で改革の取組みを継続する旨、条例案に規定しました。【第 24 条】

項目等	意見等の概要	県議会の考え方
議会事務局等		
議会事務局	議員をサポートする議会事務局の強化が求められており、条例の前半部分に規定すべきである。	議会事務局機能の充実強化の必要性は認識し、その旨を規定しましたが、ご指摘のとおり議員をサポートする組織であることから、本条例内での順序は、議会や議員の役割、県民や知事との関係等の後としました。 【第 25 条】
その他		
	基本条例制定の由来と決意表明を前文に明記すべきである。	条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにするため、前文を置きました。 【前文】
	兵庫県議会らしい、個性ある条例になることを期待する。(3件)	兵庫県議会の特長である活発な委員会における活動や定期的な改革の検証など、他府県の議会基本条例には無い規定を置きました。【第6条、第24条】
	内容が良く理解できない。	条例の内容を分かりやすく説明する資料を作成し、条例と合わせて公表します。【逐条解説】
	当たり前の項目が多い。簡単な文章を難しくしないでほしい。	基本条例は、本来の議会の役割や運営原則等の基本的事項を規定するものであり、これらを明文化することにも意義はあると考えています。また、条例案の作成に当たっては、県民に分かりやすい文章となるように努めました。

議案に対する会派態度のホームページ掲載イメージ

議案等に対する表決態度一覧						
1. 議案						
: 賛成 × : 反対						
件名	自由民主党	民主党・ 県民連合	公明党・ 県民会議	日本共産党	無所属 (5人)	議決結果
議案第 号 平成 年度兵庫県一般会計補正予算(第 号)						可決
議案第 号 兵庫県 条例の一部を改正する条例制定				×	4人 × 1人	可決
:						
2. 請願						
: 採択に賛成 × : 採択に反対						
件名	自由民主党	民主党・ 県民連合	公明党・ 県民会議	日本共産党	無所属 (5人)	議決結果
第 号 の拡充を求める意見書提出の件						採択
第 号 対策を求める意見書提出の件	引き続き委員会で審査中					
第 号 の拡充を求める意見書提出の件		×			4人 × 1人	採択
:						
3. 意見書・決議						
: 賛成 × : 反対						
件名	自由民主党	民主党・ 県民連合	公明党・ 県民会議	日本共産党	無所属 (5人)	議決結果
意見書案第 号 の制度創設を求める意見書						可決
:						

兵庫県議会基本条例

(平成24年3月23日条例第26号)

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の役割、運営等（第3条 - 第8条）
- 第3章 議員の責務、役割等（第9条 - 第15条）
- 第4章 県民と議会との関係（第16条 - 第18条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第19条 - 第22条）
- 第6章 他の地方公共団体の議会との関係（第23条）
- 第7章 議会改革の推進（第24条）
- 第8章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第9章 雑則（第27条・第28条）

附則

兵庫県は、かつての摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国から成り立ち、気候風土も異なり、それぞれがすばらしい歴史と文化を誇るこれらの地域が切磋琢磨しながら今日の雄県兵庫を形成してきた。

兵庫県議会は、明治12年の開設以来、この多彩な地域に暮らす県民を代表する合議制の機関として、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営により、その機能を最大限発揮した活動を行うとともに、時代の変化に即した議会改革にも鋭意取り組んできた。

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成22年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と知事がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。

このため、議会の機能の充実強化を図り、議会と知事がそれぞれの責務を果たし均衡を保つことによって、県政を公正かつ効率的に遂行することが求められるなど、議会への期待は一層高まっている。

その一方で、議会が果たしている重要な役割やその活動が住民に十分に伝わっているとは言えず、議会への不信や無関心を招いているとの指摘もあり、本県議会としてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に県民への情報発信に努め、県民の信頼と期待にこたえていかなければならない。

そのためにも、本県議会は、その果たすべき責務や役割を改めて県民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の負託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、本県議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議会の役割及び運営原則、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意味決定を担う議事機関として、多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。

第2章 議会の役割、運営等

(議会の役割)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意味決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について、県民に説明を行うこと。

(議長の役割)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

- 2 議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。

(議会の運営原則)

第5条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 3 議会は、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすいものとするよう努めなければならない。
- 4 議会は、議決責任を深く認識し、県民に開かれた透明性の高い運営に努めなければならない。

(委員会)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、その専門性を生かし、議案等の審査のみならず所管事務の調査を積極的に行うとともに、閉会中の継続審査の有効活用等により県政の課題に対応して機動的に開催するものとする。

2 委員会の委員長は、委員会の設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その運営に努めるものとする。

(調査機関等の設置)

第7条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を置くことができる。

(定数及び選挙区)

第8条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できるようこれを定める。

第3章 議員の責務、役割等

(議員の責務)

第9条 議員は、選挙により選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第10条 議員は、前条の責務を果たすため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席し、審議、審査等を行うこと。
- (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 県民の意思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うこと。

(議員の能力向上等)

第11条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研さんに努めるものとする。

2 本会議及び委員会における質問等は、県の行政事務について知事等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。

(政治倫理)

第12条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

(議員報酬)

第13条 議員の議員報酬は、その責務及び役割に見合うものとなるようこれを定める。

(会派)

第14条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。

(政務調査費)

第15条 政務調査費は、議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究に資するため、これを交付するものとする。

2 政務調査費の交付を受けたものは、政務調査費を交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その用途を明らかにしなければならない。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第16条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。

(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを県民による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。

(3) 県政の課題について、必要に応じ県民の意見を聴く機会を設けること。

(広報の充実)

第17条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

(会議等の公開等)

第18条 議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事との関係の基本原則)

第19条 議会は、二代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。

(監視及び評価)

第20条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

(政策の立案及び提言)

第21条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(議会の資料要求等)

第22条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、知事等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

第6章 他の地方公共団体の議会との関係

第23条 議会は、その機能を強化し、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に連携を図るよう努めるものとする。

第7章 議会改革の推進

第24条 議会は、地方分権の進展等、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、自らの改革に継続的に取り組むとともに、その取組の状況について定期的な検証を行うものとする。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第9章 雑則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第28条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会広報のあり方について

平成23年12月12日広報委員会決定

1. 議会広報の現状と課題

(現状) 現在の議会広報は、下記基本方針に基づき、県民へ「届ける情報(新聞)」と県民が「知りたい情報(HP)」の充実を大きな柱に実施している。

- (課題) ・「届ける情報(新聞)」は、新聞購読者の減少から、いかに全世帯へ配布するかが課題
- ・「知りたい情報(HP)」は、県議会から発出する全ての広報内容を網羅しているものの、利用がなければ意味がなく、いかにアクセス数を増やすかが課題

【今期の県議会広報基本方針(H23からH26)】

【広報の目的】

- ・開かれた県議会として、
- ・県議会に対する県民の理解と関心を高め
- ・より親しみやすい県議会として
- ・県民との結びつきを一層深める



【実施方針】

- ・議会の活動状況と制度等を
- ・多様な媒体を活用して
- ・効率的かつ効果的に
- ・広く県民に周知する

2. 議会広報事業の今後の方向性

今後、新聞購読の状況やパソコンの普及、インターネットの活用状況を注視し、広報媒体のあり方を見直すことが必要と考えるが、幅広い層の県民に発信するため、紙媒体と電子媒体を併用し、当面は現行の基本方針により実施するべきと考える。全ての広報事業について、「見やすく、分かりやすく」という視点で随時検討を加えていく。

なお、本質的には「県議会についていかに関心を持っていただくか」であり、現在検討されている議会改革の取り組みとともに、「県民が知りたい情報は何か」ということを常に意識し、広報についての意見を収集する努力を積極的に行い、その県民の意見を適宜参考にし、新たな取り組みについても常に検討を行う必要がある。

3. 議会広報見直しについて

(1) 発信する情報の見直し

分かりやすい議会日程等の公表

議員の活動状況の積極的なPR

- ・ 議員・会派のHPの充実、PRを広報委員会から要請する
- ・ 議員の紹介情報を議会広報で取り上げる 等

なお、議案に対する会派態度の公表については、議会改革等調査検討委員会の検討結果により実施する。

(2) 既存広報の見直し等

全世帯配布広報誌「県議会だより」

- ・ 見やすさの工夫（データ・グラフ等の活用）
- ・ 紙面内容の工夫
- ・ 県民到達率の向上に向けた取り組み

兵庫県議会ホームページ

- ・ 見やすさの工夫（文字の大きさ・配置）
- ・ 掲載情報の見直し
- ・ 議員・会派との連携
- ・ ホームページのPR（知事部局からのリンクの工夫）

テレビ番組「県議会レポート」

- ・ 番組内容の見直し
- ・ 視聴率向上、視聴者層の拡大（放送日時等の検討）

冊子「はい県議会です」

- ・ 発行部数の見直し
- ・ 仕様（紙質、ページ数）の見直し
- ・ 県民各層や使用目的に応じた内容の見直し

(3) 今後の新たな広報事業の取り組みの検討

議長による記者会見の実施

議会改革等調査検討委員会の議会基本条例（議長の役割等）協議での検討を依頼する。

議会傍聴者へのアンケート実施

議会広報と議員・会派の連携（HP）

メールマガジン等の新たな媒体の研究・実施

新たな広報冊子の発行（傍聴者用、小学生等議会見学者用など）

参 考 资 料

- 1 議会改革等調査検討委員会 中間報告
- 2 兵庫県議会基本条例 提案説明

平成24年 1月17日

兵庫県議会

議長 加 茂 忍 様

議会運営委員会

委員長 山 本 敏 信

議会改革等調査検討委員会中間報告について

平成23年 6月28日付「議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項」及び「議会基本条例に関する事項」に係る調査検討についての議長からの諮問を受け、各種事例を調査の上、課題や論点を洗い出し、協議、検討を行い、このたびその結果を中間報告として取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

記

1. 検討項目について

7月15日の委員会において、別添 のとおり調査検討事項を決定した。

なお、当該検討事項のうち、 の議員報酬、議員定数を初めとする「議会運営委員会の所管事項以外の検討事項」については、各事項の所管の協議機関で、適宜、具体の検討を進めることとした。

2. 検討状況について

(1) 委員会を12回（平成23年12月末現在）開催し、別添 のとおり調査、協議及び検討を行った。

(2) また、委員会における協議・検討の参考として、次のとおり県民意見募集を行った。

別途、県議会の政調懇話会の場を活用し、学識経験者の意見を聴取し意見交換を行った。

ア 議会改革に関する県民意見募集について

(ア) 意見募集期間

7月22日から 8月24日まで

(イ) 提出件数

49件（20人）

- (ウ) 意見募集内容
 - ・ 県議会の役割を果たすためどのような取り組みが必要だと思ふか。
 - ・ 県議会への関心を深めていただくにはどのような取り組みが有効だと思ふか。
 - ・ 県民の代表としての県議会議員のどのような点に注目しているか。
- (I) 提出された意見：別添 のとおり

イ 政調懇話会の開催について

- (ア) 開催日
9月15日
- (イ) テーマ
議会改革の現状と課題について
- (ウ) 講師
立教大学経営学部教授 川村仁弘
- (I) 出席議員数
71人

3. 検討結果について

- (1) 議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項
9月28日、10月6日及び11月25日の委員会において、それぞれ正副委員長試案を提示し協議した結果、下記のとおり合意が得られた。

ア 「委員会の原則公開について」（9月28日委員会合意）

【見直し案】

現行の許可制を改め、公開を原則とした傍聴制度とする。

(ア) 運用の概要

自由傍聴の実施

- ・ 受付時間の制限を廃止し、本会議と同様に、傍聴者が自由に入室、傍聴できるようにする。
- ・ 委員会への入室は先着順による。
- ・ みだりな入退室の繰り返し等により、審議の妨げにならないよう、案内板等を設置して節度ある傍聴を呼びかける。

傍聴の受付

- ・ 委員会開始30分前から委員会終了まで受付を行う。

- ・傍聴希望者は、受付にて住所、氏名を記入の上、傍聴証の交付を受け、傍聴中は常にこれを着用する。()

傍聴の定員

- ・定員は10名とし、特に必要がある場合には、委員会の判断により別に定員を決めることができる。()
- ・先着順で10名に達した後は、新たな傍聴者は入室できないが、中途の退室者があった場合には、定員に達するまで傍聴を認める。理事会、小委員会の取り扱い
- ・主に議事調整や委員会の下審査を行う理事会、小委員会については、原則として非公開とする。ただし、委員会の判断により報道機関に公開することができる。() 備考：()は現行と同じ運用

(イ) 実施スケジュール

12月定例会会期中の委員会から実施する。

- ・10～11月 案内表示の作成、職員の配置体制の検討等
- ・12月上旬 12月定例会で委員会条例を改正
- ・12月中旬 会期中の委員会から実施

イ 「分割方式又は一問一答方式の選択的導入」について（10月6日委員会合意）

【導入案】

本会議の質疑、質問は、現行の一括方式に加え、分割方式、一問一答方式のうちから選択できることとする。

なお、導入後の実施状況を見据えた上で、必要に応じて運用の見直しを検討する。

(ア) 導入の時期

平成24年6月定例会

(イ) 具体の運用方法の検討

質問者席の設置、答弁を行う場所、発言通告書の記載方法など具体の運用方法については、導入決定後、検討を行う。

(ウ) 今後のスケジュール

- ・10～12月 具体の運用方法の検討
- ・24年1～3月 質問者席等議場レイアウト、音響・配線設備の検討
会議規則の改正(第54条 質問回数の制限の規定削除)

申し合わせ事項の確認

- ・同 4 ~ 5 月 設置に係る工事实施
- ・同 6 月 6 月定例会代表質問から運用開始

ウ 「反問権の取り扱い」について（10月6日委員会合意）

【導入案】

本会議における質疑、質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑、質問の趣旨を確認するための発言を知事等に認めることとする。

(ア) 呼称

逆質問ではないことから、「反問」ではなく、「趣旨確認の発言」とする。なお、権利を付与するものではないことから、「 権」という文言は用いない。

(イ) 導入の時期

平成24年6月定例会

(ウ) 具体の運用方法の検討

発言場所や申し合わせ事項の確認などについて、導入決定後、質問方式に係る検討に合わせて協議を行う。

エ 「常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実」について
（11月25日委員会合意）

【導入案】

委員会運営については、審査・調査の一層の充実・活性化と県民に開かれた会議運営に資するため、委員会及び委員の主体的な取り組みを基本として、今後、以下の展開を図ることとする。

委員会審査・調査に当たっては、会派・議員の主張や考え方、他会派・議員との意見の相違点等について、県民に分かりやすく伝えるよう、その主旨を明確に論述し、相互に疑義を質すなど、委員各自が積極的に委員間の討議に努めること。

このため、委員は、委員会の許可を得て、説明用パネルや資料を用いて発言することができるものとする。ただし、言論の府として、節度ある範囲での使用に努めなければならない。

委員会の自主的な活動として、特定テーマに関する調査研究等に積極的に取り組むこととする。なお、その場合、外部講師等専門的知見の活用を検討する。

また、午後や会期中の審査予備日等を活用した開催に意を用いるものとする。

委員会開催日（あらかじめ2か月前の委員会で決定）については、案件の重要性等を勘案し、県民や議員の傍聴に特別の配慮を要する場合には、日時を分けて開催するなど状況に応じて柔軟に対応するものとする。

なお、当該日程協議等に当たっては、適宜、正副常任委員長会議を開催して調整を図るものとする。

より開かれた議会の推進として、幅広く県民が視聴できるよう、経費面を勘案しつつ、インターネット中継について検討する。

(7) 実施時期

上記：審議に臨む姿勢や心構えを注意喚起するものであり、12月定例会から実施する。

同上：委員間討議に資するため、12月定例会から実施する。ただし、実施状況を踏まえ、適宜、申し合わせ等の必要性について検討する。

同上：委員会の自主的な取り組みを基本とするが、既に本年度の所管事務調査の過半を終了していることから、原則として平成24年6月での委員改選後の委員会から実施する。

同上：基本的には日程調整のみで実施可能であることから、12月定例会から実施する。

同上：来年度以降の実施に向けて引き続き検討する。

オ 「常任委員会の管内調査における県民との意見交換の実施」について (11月25日委員会合意)

【導入案】

管内調査において、団体等との意見交換を実施する。

(7) 運用の概要

対象団体については、県政の推進や委員会活動の活性化に資することを旨として、委員会が主体的に選定を行う。

なお、実施に当たっては、事前に報道機関へ周知する等、県民に対し積極的に委員会活動をPRする。

(1) 実施時期

今後、実施に当たっての申し合わせや要領の作成等、所要の整備を行い、平成24年6月定例会での委員改選後の常任委員会から実施する。

(2) 議会基本条例に関する事項

今後とも一層県民の付託にこたえ県政発展に寄与するため、議会のあり方や議員の責務と役割など県議会に関する基本的事項を定めるとともに、議会改革の理念や内容を明確にする「議会基本条例」の制定について検討を行っている。

なお、これまでの検討状況は次のとおりである。

議会基本条例に係る先進事例の説明聴取（8月22日委員会）

条例制定の必要性と今後の検討の進め方の協議（9月16日、10月6日及び11月2日委員会）

平成24年2月定例会への条例案上程を目指し、検討を進めることで合意した。

条例に係る基本的な考え方の協議（11月25日及び12月7日委員会）

条例の要綱案の作成の参考とするため、次に掲げる論点について、各会派から意見を聴取した。

- ・ 議会の課題認識
- ・ 議会の基本理念
- ・ 議会のあり方（役割、運営原則）
- ・ 議長の役割等について
- ・ 議員のあり方（役割・活動原則、具体的活動、会派）
- ・ 県民と議会とのあり方
- ・ 執行機関と議会とのあり方
- ・ 議会改革(機能強化)の取組方針
- ・ 議会事務局のあり方

(3) 各会派政務調査会長会の公開について

ア 会議の公開について（8月23日各会派政務調査会長会決定）

各会派政務調査会長会（以下「政調会長会」という。）は、これまで、会議を非公開としてきたが、「県民に開かれた議会の推進」の一環として、会議を公開することを決定した。

なお、公開の方法は、常任委員会に準じ、次のとおりとすることとした。

- (ア) 傍聴人の範囲
報道関係者及び一般傍聴人とする。
- (イ) 一般傍聴の手続き
 - ・ 政調会長会開会予定時刻の30分前までに傍聴の申し出を行っていた
 - ・ 傍聴は政調会長会による許可制とする。
- (ウ) 一般傍聴人の定員
10名とする。
- (エ) 定員超過時の対応
定員を超えた場合は抽選を行う。
- (オ) 秘密会
特に必要があると認める場合、座長は政調会長会に諮って非公開とすることができる。
- (カ) 傍聴人への会議資料の提供
原則として出席者と同じ資料を提供する。
- (キ) 会議録
兵庫県議会ホームページで公開する。

イ 会議の公開方法の見直しについて（12月9日各会派政務調査会長会決定）

議会改革等調査検討委員会での合意を受けて、委員会条例が改正され、委員会の原則公開が実施されることとなったため、傍聴を許可制から原則公開に見直すこととし、公開方法を次のとおり変更することを決定した。

- (ア) 一般傍聴の手続きの変更
 - ・ 傍聴者が自由に入室、傍聴できることとする。

- ・傍聴の受付は、政調会長会開会予定時刻の30分前から会議終了まで行う。

(1) 定員超過時の対応の変更

入室は先着順とし、定員に達した後は入室できない。ただし、中途の退室があった場合には、定員に達するまで傍聴を認める。

(4) 議会広報のあり方について（12月12日広報委員会決定）

6月15日、10月14日、11月16日及び12月12日の広報委員会において、協議した結果、別添「議会広報のあり方」のとおり合意が得られた。

4．見直しや新制度の導入状況について

議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項で合意に至ったもののうち、直ちに実行に移すことが可能なものについては、所要の整備を行い、議会運営委員会において協議又は報告の上、順次、導入している。

(1) 委員会の原則公開については、12月定例会で委員会条例等を改正し、条例施行後の定例会中の議会運営委員会及び常任委員会から実施している。

(2) 常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実については、上記3「検討結果について」の工試案に記載のとおり、12月定例会中の常任委員会から委員間討議に努めることとしている。

(3) 各会派政務調査会長会の公開については、9月定例会中の政調会長会から許可制による傍聴を開始した。また、12月定例会中に開催した12月13日の政調会長会から公開方法を見直し、傍聴の許可制から原則公開へ変更した。

5．今後の予定について

今後、下記のことについてさらに協議、検討を重ね、今年度末を目途に最終報告を取りまとめることとしている。

(1) 議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項については、「議案に対する会派態度の公表」など協議未了項目の議論を重ねるとともに、11月25日に各会派や議員から追加検討項目として示された項目のうち、「委員会の審査・調査」について協議、検討を行っていく。

また、成案が得られた「分割方式又は一問一答方式の選択的導入」については、平成24年6月定例会での新制度の導入に向け、具体の運用方法についての検討を適宜進めていく。

(2) 議会基本条例に関する事項については、平成24年2月定例会への条例案上程を目指し、次のとおり検討を進めることとしている。

- ・ 条例要綱の委員長案の提示
- ・ 委員長案への意見開陳・協議
- ・ 条例要綱案の決定
- ・ 条例案の提示・協議
- ・ 条例案の作成（平成24年2月定例会目途）

兵庫県議会基本条例 提案説明
(山本敏信 議会運営委員会委員長)

私は、本日提出いたしました議員提出第6号議案「兵庫県議会基本条例」の提案の趣旨について説明を行います。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以後、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大されるとともに、三位一体改革や平成の大合併が推進され、一昨年には本県も参画する関西広域連合が発足するなど、地方自治を巡る情勢は大きく変化しています。

そして、知事とともに二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき責務や役割は、極めて大きくなっており、国においても、議会の適切な権限行使を確保するため、議会の会期や招集権、議会と長との関係に係る地方自治法の改正案が、先般、国会に提出されたところです。

このような中、本県議会では、昨年6月、議会運営委員会のもとに議会改革等調査検討委員会を設置し、議会機能の充実強化や議会の活性化の方策などのさまざまな課題について、県民の皆様のご意見を伺いながら、議会自らが改革に取り組むとの強い意志を持って、会派を超えた協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、委員会傍聴の原則公開を初め、一問一答方式等の選択的導入、常任委員会の調査・審査の充実、議案に対する会派態度の公表などについて、会派間での合意がなされ、具体の実施に向けた作業が進められています。

一方、予算委員会の常設化や請願者の直接陳述など、会派や議員間の意見に隔たりがあり合意には至らなかった課題もありますが、これらについては、引き続き議会改革の検討の中で議論が積み重ねられるものと認識しております。

また、このたびの改革に当たっては、県民の皆様や議員各位から、議員定数や議員報酬の見直し、さらには政務調査費の適正運用などについても意見の提出がありましたが、これらの課題については、それぞれ別の協議の場で、かねてから一定の取り組みがなされているところです。

まず、議員定数については、これまでも任期ごとに議員定数等調査特別委員会を設け検討を行ってきました。

議員報酬につきましては、阪神・淡路大震災以前の平成4年以降、20年にわたり、条例定額を据え置くとともに、平成20年の新行政プランのスタートに際し、各会派代表者会議での協議によって、議会自ら全議員の報酬1割カットを決定し、以後、毎年引き続いて実践している状況であります。

さらに、政務調査費につきましては、昨年度の各会派代表者会議での協議に基づき、今任期の初めから、全ての領収書を添付するなど、その透明性を高め、多くの改善を図ったところであります。

これらの課題は、今後も引き続き、検証、改善が行われます。

今回の取り組みで、我々が植えた改革という名の木は、まだ小さく、量的に不足かもしれませんが、県議会として改革の歩みを緩めることなく、今後も1本1本植え続けることにより、大きな森へと育てていきましょう。

さて、このような検討を経て、このたび取りまとめるに至りましたのが、兵庫県議会基本条例案であります。その概要を説明いたします。

この条例は、議会が県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とし、多様な県民の意志の調整を図り、県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮することによって、真の地方自治の確立をめざすことを基本理念に掲げています。

その上で、議会や議員の責務、役割等を改めて明らかにするとともに、本県議会の特徴であります活発な委員会活動のさらなる充実を図る他、議会と県民との関係においては、説明責任を果たしながら県民の意志を適切に県政に反映するよう取り組むこと、議会と知事との関係においては、互いの役割を尊重し、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮する真の二元代表制を打ち立てること、改革の定期的な検証を行いつつ、継続的に改革に取り組むことなどについて規定しています。

本県議会は、県民の負託に応え、県民に信頼される議会を構築するため、不断の決意で議会改革をさらに推し進めることを誓い、その一里塚として本条例案を提案するものであります。

議会自らの改革の一端として、今回の議会基本条例が議会運営委員会において全会一致での提案という形で結実したことは、委員長として、藤井副委員長ともども厚く感謝するところであります。

我らが兵庫県議会は、常に地方議会のリーダーでなければなりません。偉大なる先人、先達が県政のさまざまな課題に対し、この議場でいかに議論を闘わせてきたかを心に刻みながら、この条例の理念を踏まえ、後に続く私たちも、世のため人のため、品格と勇気と責任を持って、県民とともに雄県兵庫をめざし、これからも活発な議論を闘わせる場にしなければなりません。

議員各位には、ご賢察の上、ぜひとも本条例にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。